

生活福祉資金貸付制度条件等一覧

●どんな種類の貸付資金があるのかな？

資金の種類	内 容	
総合支援資金	生活支援費 ・生活再建までの間に必要な生活費	
	住宅入居費 ・敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	
	一時生活再建費 ・生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	
福祉資金	福祉費 ・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用自動車の購入に必要な経費 ・葬儀に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	
	緊急小口資金 ・災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ・給与等の滞りによって生活費が必要とき ・火災等被災によって生活費が必要とき ・その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき	
	教育支援資金	教育支援費 ・低所得世帯に属する者が高等学校・大学・専門学校に就学するのに必要な経費
		就学支度費 ・低所得世帯に属する者が高等学校・大学・専門学校への入学に際し必要な経費
	不動産担保型生活資金	不動産担保生活資金 ・低所得の高齢者世帯に対し、一定の住居用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
		要保護世帯向け不動産担保生活資金 ・要保護の高齢者世帯に対し、一定の住居用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金

●いくらぐらい借りられるのかな？ ●利息はどれくらいかな？

●返済期間等はどれくらい？ ●担保や保証人は必要なの？

貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人
(2人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 40万円以内	原則3ヶ月	最終貸付日から6月以内	10年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子	原則：必要
60万円以内	—	貸付の日（生活支援費と合わせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日から6月以内		連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	但し、連帯保証人なしでも貸付可
460万円 技能を修得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円	—	貸付の日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6月以内	20年	連帯保証人を立てる場合は無利子	原則：必要 但し、連帯保証人なしでも貸付可
50万円			8年		
250万円			3年		
170万円			7年		
250万円			8年		
50万円			8年		
50万円			3年		
513.6万円			3年		
50万円			3年		
療養期間が1年を超えない時は170万円 1年を超えて1年6月以内であって、世帯の自立に必要な時は230万円			5年		
介護サービスを受ける期間が1年を超えない時は170万円 1年を超えて1年6月以内であって、世帯の自立に必要な時は230万円	5年				
150万円	7年				
10万円以内	—	貸付の日から2月以内	1年以内	無利子	不要
高校 月3.5万円以内 高専 月6.0万円以内 短大 月6.0万円以内 大学 月6.5万円以内 50万円以内	—	卒業後6月以内	20年以内	無利子	原則必要 *世帯内で連帯借受人が必要
土地の評価額の7割程度 月30万円以内	借受人の死亡時までの期間又は貸付元金貸付限度額に達するまでの期間	契約の終了後3月以内	据置期間終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い方の利率	必要 *推定相続人から選任
・居住用不動産の評価額の7割程度（集合住宅は5割） ・貸付基本額の範囲内（生活扶助費の1.5倍以内）	—	—	—	—	不要

(注) 債務者が貸付元金を定められた償還期限までに償還しなかったときは、延滞金につき年10.75%（平成28年2月以降の貸付けについては年5%）の延滞利息を徴収する。